

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・文化芸術基本法</p> <p>第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法 <p>第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。</p> <p>第60条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術基本法 <p>第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・文化芸術基本法</p> <p>第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 地方自治法 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p> <p>・ 茅ヶ崎市文化振興基金条例 第1条 この条例は、本市の文化の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市文化振興基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理及び処分について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 地方自治法 第 2 4 3 条の 3 2 普通地方公共団体の長は、第 2 2 1 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。</p> <p>・ 地方自治法施行令 第 1 5 2 条 地方自治法第 2 2 1 条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。 2 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・文化芸術基本法 第35条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。 ・茅ヶ崎市民文化会館条例 第2条 市民の文化の向上を図るため茅ヶ崎市民文化会館（以下「会館」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。（以下略）

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・文化芸術基本法 第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。</p> <p>・茅ヶ崎市茶室・書院条例 第2条 市民の文化及び教養の向上を図るため茅ヶ崎市茶室・書院（以下「茶室」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。（以下略）</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市民ギャラリー条例 (令和6年12月31日まで)</p> <p>第2条 市民に美術作品の発表と鑑賞の場及び創作活動の場並びに講習会等の場を提供し、もって市民文化の向上に寄与するため茅ヶ崎市民ギャラリーを設置する。</p> <p>(令和7年1月1日から)</p> <p>第2条 市民に美術作品の創作活動の場を提供し、もって市民文化の向上に寄与するため茅ヶ崎市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・教育基本法 第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。</p> <p>・社会教育法 第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。 (4) 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第1項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。 第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。</p> <p>・文化芸術基本法 第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。</p> <p>・博物館法 第3条 2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第31条第2項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。 3 博物館は、第1項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。 第31条 5 指定施設は、その事業を行うに当たつては、第3条第2項及び第3項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p> <p>・茅ヶ崎市美術館条例 第2条 郷土の芸術文化を後世に伝えるとともに、市民の創作活動及び次世代を担う青少年の創造力の育成を図り、広く芸術文化の向上に寄与するため茅ヶ崎市美術館（以下「美術館」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。（以下略）</p> <p>・茅ヶ崎市美術品審査委員会規則 第2条 委員会は、茅ヶ崎市が収集し、又は寄贈若しくは寄託を受ける美術品につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市開高健記念館条例</p> <p>第2条 開高健の業績を後世に伝えるとともに、市民の教養の向上及び文化の発展に資するため茅ヶ崎市開高健記念館(以下「記念館」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。(以下略)</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎ゆかりの人物館条例</p> <p>第2条 茅ヶ崎市にゆかりのある人物に関わる作品及び資料等を紹介することにより、市民の郷土への愛着を育むとともに、文化の発展に寄与するため茅ヶ崎ゆかりの人物館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。（以下略）</p> <p>☒</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律</p> <p>第2条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。</p> <p>第12条 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市ハマミーナまなびプラザ条例</p> <p>第2条 様々な学習の場を提供することにより、市民の学習意欲の向上を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与するため茅ヶ崎市ハマミーナまなびプラザを設置する。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会規則</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項につき市長（第2号に掲げる事項にあつては、茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和2年茅ヶ崎市条例第3号）第2条第1項に規定する実施機関）の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。</p> <p>(1) 茅ヶ崎市史の編さんに関する事項</p> <p>(2) 歴史公文書等の選別に関する事項</p> <p>(3) 特定歴史公文書等の廃棄その他その管理に関する事項</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市公文書等管理条例</p> <p>第8条 市長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、引き続き保存し、又は廃棄しなければならない。</p> <p>2 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項又は前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、歴史公文書等に該当するか否かについて、茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 市長以外の実施機関は、第2項の規定により市長に移管する行政文書ファイル等について、第13条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>第11条 市長は、特定歴史公文書等について、第27条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。</p> <p>2 市長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。</p> <p>3 市長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市長は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。</p> <p>第12条 何人も、この条例の定めるところにより、市長に対して特定歴史公文書等の利用の請求をすることができる。</p> <p>第25条 市長は、特定歴史公文書等（第13条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>・茅ヶ崎市自治基本条例</p> <p>第13条 市は、市政に関する事項について、市民に説明しなければならない。</p> <p>2 市は、市民から、市政に関する事項について説明を求められたときは、速やかに応答しなければならない。</p> <p>第15条 市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用及び提供並びに管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 市は、市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておかななければならない。</p> <p>・茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会規則</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項につき市長（第2号に掲げる事項にあつては、茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和2年茅ヶ崎市条例第3号）第2条第1項に規定する実施機関）の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。</p> <p>(1) 茅ヶ崎市史の編さんに関する事項</p> <p>(2) 歴史公文書等の選別に関する事項</p> <p>(3) 特定歴史公文書等の廃棄その他その管理に関する事項</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・文化芸術基本法</p> <p>第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>第7条の2 都道府県及び市（特別区を含む。第37条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。</p> <p>・生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律</p> <p>第2条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。</p> <p>第12条 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会規則</p> <p>第2条 委員会は、茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定及び変更並びに当該プランに基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。</p>